

答申第 299 号

平成 18 年 3 月 27 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 7 月 24 日付けで諮問された懲戒処分された県立高等学校教員（3 名）に係る文書一部非公開の件（諮問第 230 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

新聞報道された特定の教員の懲戒処分に係る文書の非公開部分のうち、別表に掲げる部分は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、新聞報道された特定の教員(以下「本件教員」という。)の懲戒処分に係る文書(以下「本件行政文書」という。)を、平成14年7月2日付けで一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件行政文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第4号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は特定個人等が識別され、又は識別され得る情報であるとか、公開することにより個人等の権利利益を害するおそれがあるとの理由を掲げるが、学校内外で発生した不祥事や事件の情報はすべて公開されるリスクがあるところ、実施機関は公開すべき部分までを非公開にしている。実施機関による個人等の権利利益を優先しすぎた非公開処分の判断は誤っており、非公開部分をすべて公開することを求める。

ウ 被害者の情報についても、被害者本人の意思を確認せずに、一律に判断すべきではない。

エ 神奈川県教職員(以下「教職員」という。)による不祥事や事件が多発しているが、これは教職員のサービスに対する自覚の著しい欠如によるもので、学校内外で発生した教職員による不祥事や事件はすべて公開されるリスクを負っていることを、教職員に認識させる必要がある。

オ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきであ

る。

3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

本件行政文書の名称及び非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）は、次表のとおりである。

本件行政文書の名称	本件非公開情報
不適切な勤務等に係る懲戒処分に関する文書（以下「不適切勤務文書」という。）	条例第5条第1号該当 (1)本件教員の氏名、印影、生年月日、住所、最終学歴、教員歴、職員番号、通勤手段その他の本件教員が特定される事項 (2)本件教員の教員免許状の種類及び専門科目 (3)本件教員の年齢 (4)本件教員が担任する学年及び組並びに本件教員が分掌する校務 (5)本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項 (6)本件教員のバイクの車種、ナンバー、排気量及び走行距離 (7)出勤簿 (8)出勤状況調査表（出勤時刻欄、備考欄） (9)休暇等申請（届出）簿、指定週休日の指定簿並びに週休日又は休日振替簿 (10)休業期間中の勤務を要しない日の指定及び研修計画 (11)長期休業期間中における研修承認願、研修承認簿及び研修報告書 (12)本件教員の夏季休暇、年次休暇及び有給休暇取得状況 (13)本件教員の研修日、欠勤日、休暇日及び休業日 (14)本件教員の取得した特定の休暇の種類 (15)旅行命令簿、旅費請求書及び旅費精算内訳書 (16)特例給与依頼票及び戻入書 (17)給料等支払簿 (18)給与等明細書 (19)本件教員の扶養手当等の戻入の計算書に記載された月額、教育調整額、扶養手当額、調整手当額、期末手当額、勤勉手当額、共済組合掛金額、合計額及び総計額（以下「戻入計算資料」と総称する。） (20)扶養親族届、扶養親族整理簿及び扶養親族整理欄 (21)住居手当認定簿及び住居届 (22)通勤手当認定簿、通勤届及び地図 (23)住民票

<p>不適切勤務 文書（続き）</p>	<p>(24) 行政事務調査の対象とされた教員の氏名その他の行政事務調査の対象とされた教員が特定される事項 (25) 行政事務調査における教員の休職及び休暇状況 (26) 本件教員の特定の手当に関する事項 (27) 本件教員の出国記録 (28) パスポートの内容 (29) 建物の登記簿 (30) 建物賃貸借契約書 (31) 本件教員の扶養手当等の戻入額 (32) 通帳の写し (33) 匿名の投書において事実確認ができなかった事項 (34) 診断書 (35) 人権侵害を受けた生徒に関する事項</p>
	<p>条例第 5 条第 1 号及び 4 号該当 (1) 事情聴取の概要及び校長の聴取記録 (2) 本件教員の上申書及び自認書 (3) 校長等の本件教員に対する評価 (4) 本件教員の欠勤に伴う給与返還計算書に記載された欠勤時間、控除日数、返還額、給号級、給料月額、1 時間当たりの給与額、支給の基礎額、既支給額、正規支給額、通勤距離、戻入額、不当利得額、年換算利息、日換算利息、利息計及び利息額計（以下「給与返還資料」と総称する。）</p>
<p>体罰に係る 懲戒処分 に関する文書 （以下「体 罰文書」と いう。）</p>	<p>条例第 5 条第 1 号該当 (1) 本件教員の氏名、生年月日、住所、最終学歴、教員歴、職員番号、身長、体重その他の本件教員が特定される事項 (2) 本件教員の教員免許状の種類、専門科目及び取得年月日 (3) 本件教員の年齢 (4) 本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務並びに本件教員が顧問を務める部活動 (5) 本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項 (6) 本件教員の過去の体罰歴 (7) 本件教員が顧問である部活動の部員数 (8) 被害生徒の氏名、年齢、生年月日、組その他の被害生徒が特定される事項 (9) 被害生徒の保護者の氏名 (10) 体罰を目撃した生徒の氏名及び組 (11) 障害のある生徒に関する事項 (12) 体罰の発生場所 (13) 被害生徒の見解 (14) 被害生徒に対する評価 (15) 校長等の本件教員に対する評価</p>
	<p>条例第 5 条第 1 号及び 4 号該当 (1) 被害生徒の保護者の見解 (2) 事情聴取の概要</p>

女子高生等 に対する不 祥事に係る懲 戒処分に関 する文書 (以下「不 祥事文書」 という)	<p>条例第5条第1号該当</p> <p>(1)本件教員の氏名、印影、生年月日、住所、最終学歴、教員歴、職員番号、身長、体重その他の本件教員が特定される事項</p> <p>(2)本件教員の教員免許状の種類、専門科目及び取得年月日</p> <p>(3)本件教員の年齢</p> <p>(4)本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務並びに本件教員が顧問を務める部活動</p> <p>(5)本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項</p> <p>(6)本件教員の前任校に関する事項</p> <p>(7)本件教員の家族構成並びに家族及び親族の状況に関する事項</p> <p>(8)本件教員の私生活に関する事項</p> <p>(9)本件教員の妻、実母及び実兄の上申書</p> <p>(10)本件教員の実母の国民健康保険被保険者証</p> <p>(11)本件教員の実兄の運転免許証</p> <p>(12)嘆願書を提出した教員等の氏名、住所、郵便番号、所属校、印影その他の嘆願者が特定される事項(以下「嘆願書氏名等」という。)</p> <p>(13)事故の発生時刻及び発生場所を特定する事項</p> <p>(14)警察署及び簡易裁判所の名称</p> <p>(15)刑事訴訟に関する書類</p> <p>(16)校長等の本件教員に対する評価</p>
	<p>条例第5条第1号及び4号該当</p> <p>(1)事情聴取の概要</p> <p>(2)本件教員の上申書</p>
人事考査委 員会の審査 結果及び人 事上の措置 に関する文 書(以下「審 査文書」と いう。)	<p>条例第5条第1号該当</p> <p>不適切勤務文書、体罰文書及び不祥事文書の本件非公開情報の欄に記載された情報</p>
	<p>条例第5条第1号及び4号該当</p> <p>(1)人事異動通知書</p> <p>(2)処分説明書</p> <p>(3)訓告書</p> <p>(4)口頭訓告の内容</p> <p>(5)人事考査委員会・審査会結果のうち、「処分の程度」欄に記載された情報の一部</p> <p>(6)人事考査委員会資料のうち、「事務局見解」欄に記載された情報、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された情報の一部並びに過去の処分例との比較資料</p>

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件非公開情報は、非違行為を行った本件教員の氏名、年齢、住所、生年月日、担当及び教科のほか、本件教員や被害者が特定される事項など、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。本件教員の直筆の文書については、筆跡から特定の個

人が識別され得る場合もある。

また、本件行政文書は懲戒処分に関する文書であり、本件非公開情報が公開された場合、本件教員の非違行為が明らかになるとともに、当該非違行為の被害者に関する情報までも明らかになるなど、他人に知られたくない個人に関する情報が公になってしまい、個人の権利利益を害することとなる。したがって、本件非公開情報の中には、特定の個人を識別することはできないとしても、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる情報がある。

したがって、本件非公開情報は、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件非公開情報は、法令又は条例の規定により閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められる情報又は人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア又はエに該当しない。

また、本件行政文書は懲戒処分に関する文書であり、本件非公開情報は、職員の身分の取扱いに関する情報であるため、同号ただし書ウに該当しない。

さらに、非違行為を行った教員が特定され又は識別される情報が公開された場合、今後の学校運営、教育活動等を継続していく上で支障が生じることが予想され、慣行として公にすることが予定されている情報とはいえないため、本件非公開情報は、同号ただし書イにも該当しない。

なお、懲戒免職となった事案についても、既に免職という社会的制裁を受け、現在は、一私人として生活しているという状況を踏まえた場合、情報の提供が予定されているとまでは認められないため、本件非公開情報のうち懲戒免職となった事案に関する情報も、同号ただし書イに該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報である。

したがって、これらの情報を公開することは、今後、反復継続される教

育委員会が行う懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれが認められるので、条例第5条第4号に該当する。

ア 事情聴取の概要及び校長の聴取記録

イ 本件教員の上申書及び自認書

ウ 校長等の本件教員に対する評価

エ 給与返還資料

オ 被害生徒の保護者の見解

カ 人事異動通知書

キ 処分説明書

ク 訓告書

ケ 口頭訓告の内容

コ 人事考査委員会・審査会結果のうち、「処分の程度」欄に記載された情報の一部

サ 人事考査委員会資料のうち、「事務局見解」欄に記載された情報、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された情報の一部並びに過去の処分例との比較資料

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別するこ

とはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ)また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

- a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

(ウ) 条例第5条第1号本文に該当する情報

- a 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

- (a) 本件教員の氏名、印影、生年月日、住所、最終学歴、教員歴、職員番号、身長、体重その他の本件教員が特定される事項
- (b) 本件教員の教員免許状の種類、専門科目及び取得年月日
- (c) 本件教員のバイクの車種及びナンバー
- (d) 出勤簿
- (e) 出勤状況調査表(出勤時刻欄、備考欄)
- (f) 休暇等申請(届出)簿、指定週休日の指定簿及び週休日又は休日振替簿
- (g) 休業期間中の勤務を要しない日の指定及び研修計画
- (h) 長期休業期間中における研修承認願、研修承認簿及び研修報告書

- (i) 本件教員の夏季休暇、年次休暇及び有給休暇取得状況
 - (j) 本件教員の研修日、欠勤日、休暇日及び休業日
 - (k) 本件教員の取得した特定の休暇の種類
 - (l) 旅行命令簿、旅費請求書及び旅費精算内訳書
 - (m) 特例給与依頼票、給与等支払簿及び給与等明細書
 - (n) 戻入計算資料
 - (o) 扶養親族届、扶養親族整理簿及び扶養親族整理欄
 - (p) 住居手当認定簿及び住居届
 - (q) 通勤手当認定簿及び通勤届
 - (r) 住民票
 - (s) 行政事務調査の対象とされた教員の氏名その他の行政事務調査の対象とされた教員が特定される事項
 - (t) 行政事務調査における教員の休職及び休暇状況
 - (u) 給与返還資料のうち、返還額、通勤距離、戻入額及び利息額計を除く部分
 - (v) 被害生徒の氏名、生年月日その他の被害生徒が特定される事項
 - (w) 被害生徒の保護者の氏名及び体罰を目撃した生徒の氏名
 - (x) 本件教員の実母の国民健康保険被保険者証及び実兄の運転免許証
 - (y) 嘆願書氏名等
- b 当審査会が調査したところ、県立学校では、所属する教職員の氏名、担当教科、校務分掌等が記載された学校要覧を作成しており、同要覧は誰でも閲覧又は写しの入手が可能であることが認められる。本件行政文書については、既に学校名が公開されており、氏名等を非公開としたとしても、本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、学校要覧に記載された情報と照合することにより、特定の個人が推測できることから、同号本文に該当すると判断する。
- (a) 本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務並びに本件教員が顧問を務める部活動
 - (b) 本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項

c 本件教員の前任校に関する事項は、学校要覧等と照合することにより、本件教員が識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

d 体罰の発生場所は、これを公開することにより、本件教員の授業科目が明らかとなり、学校要覧に記載された情報と照合することにより、本件教員が識別され得ることから、同号本文に該当すると判断する。

e 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものであるため、当該情報を公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、同号本文に該当すると判断する。

(a) 診断書

(b) 人権侵害を受けた生徒に関する事項

(c) 障害のある生徒に関する事項

(d) 本件教員が心情を吐露した部分及び自己責任に関して述べた部分

(e) 被害生徒の見解

(f) 被害生徒に対する評価

(g) 本件教員の妻、実母及び実兄の上申書

(h) 校長等の本件教員に対する評価

(i) 校長及び教頭の自己責任に関して述べた部分

f 不服申立人は被害者の情報についても、被害者本人の意思を確認せずに、一律に判断すべきではないと主張しているが、条例第5条第1号本文に該当するかどうかは、被害者の意思に左右されるものではないので、この不服申立人の主張は、前記a及びeの判断に影響を与えるものではない。

(エ) 条例第5条第1号本文に該当しない情報

a 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であるとは認められず、条例

第5条第1号本文に該当しないと判断する。

- (a) 本件教員の通勤手段
- (b) 本件教員の年齢
- (c) 戻入書のうち、本件教員の氏名を除いた部分
- (d) 地図
- (e) 本件教員の特定の手当に関する事項
- (f) 本件教員の出国記録のうち、出国月日及び帰国月日を除いた部分
- (g) パスポートの内容のうち、表紙、渡航先、注意、追記及び裏表紙のページ
- (h) 建物の登記簿のうち、所在、家屋番号、権利者その他の事項、専有部分の家屋番号、建物の番号並びに土地の所在及び地番を除いた部分
- (i) 建物賃貸借契約書のうち、所在地並びに貸主、借主及び連帯保証人の住所、氏名、印影及び電話番号並びに賃料の振込先を除いた部分
- (j) 本件教員の扶養手当等の戻入額
- (k) 通帳の写しのうち、銀行名、支店名、口座番号及び振込み先の情報を除いた部分
- (l) 匿名の投書において事実確認ができなかった事項のうち、イニシャルを除いた部分
- (m) 給与返還資料のうち、返還額、通勤距離、戻入額及び利息額計
- (n) 本件教員が顧問である部活動の部員数
- (o) 被害生徒の年齢及び組
- (p) 体罰を目撃した生徒の組
- (q) 本件教員の家族構成並びに家族及び親族の状況に関する事項
- (r) 不祥事文書のうち、事故の発生時刻及び発生場所を特定する事項
- (s) 警察署及び簡易裁判所の名称
- (t) 人事異動通知書のうち、本件教員の氏名及び職員番号を除く部

分

- (u) 処分説明書のうち、本件教員の氏名、配慮すべき生徒の特定につながる情報及び体罰の発生場所を除く部分
- (v) 訓告書及び口頭訓告の内容
- b 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人を識別することはできないものの、本件教員の趣味や個人的な事情が分かる情報ではあるが、心情の吐露とは異なり、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報とは認められないので、公開しても、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、同号本文に該当しないと判断する。
 - (a) 本件教員のバイクの排気量及び走行距離
 - (b) 本件教員の私生活に関する事項
- c 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報とは認められず、また、これを公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがあるものとは認められないので、同号本文に該当しないと判断する。
 - (a) 事情聴取の概要及び校長の聴取記録に記載された事実に関する情報
 - (b) 本件教員の上申書及び自認書に記載された事実に関する情報
 - (c) 本件教員の過去の体罰歴
 - (d) 被害生徒の保護者の見解
- d 実施機関は、本件教員の直筆の文書については、筆跡から特定の個人が識別され得る場合もあると説明している。しかし、筆跡から特定の個人を識別するためには、本件教員の所属する学校の教員すべての直筆の文書について筆跡鑑定を行う必要があることを考えると、本件教員の直筆の文書は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえないので、前記ア(ウ)で本文に該当すると判断した情報を除き、同号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

- (ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。
- (イ) 前記ア(ウ)に掲げる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧が認められている情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。
- (ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について
- a 本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件教員の氏名は、同号ただし書イには該当しないと判断する。
 - b 行政事務調査の対象とされた教員の氏名その他の行政事務調査の対象とされた教員が特定される事項は、行政事務調査に関して記載された情報であって、当該職員の職務の遂行に関して記載された情報とはいえず、これらの情報は慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報とは認められないので、当該情報については、同号ただし書イに該当しないと判断する。
 - c 嘆願書氏名等のうち、教員が特定される事項は、本件教員に対する嘆願書を提出した者が特定される事項であって、公務員の職務の遂行に関して記載された情報とはいえないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、当該情報については、同号ただし書イに該当しないと判断する。
また、嘆願書氏名等のうち、教員以外の者が特定される事項は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。
 - d 前記ア(ウ)に掲げるその余の情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

- a 本件教員が所持する教員免許状のうち、本件教員が所属する学校の勤務に必要な教員免許状の種類は、県立学校の教員としての教育活動という公務員の職務遂行の正当性を担保する情報であると解される。したがって、本件教員が所属する学校の勤務に必要な教員免許状の種類は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると認められ、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると判断する。
- b 休暇等申請(届出)簿、指定週休日の指定簿、週休日又は休日振替簿、夏季休暇、年次休暇及び有給休暇取得状況は、公務員の職務遂行に関する情報とは認められないので、同号ただし書ウには該当しないと判断する。
- c 特例給与依頼票、給与等支払簿、給与等明細書、扶養親族届、扶養親族整理簿、扶養親族整理欄、住居手当認定簿、住居届、通勤手当認定及び通勤届、返還額に係る内訳並びに行政事務調査における休職及び休暇状況は、公務員の職務にかかわる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。
- d 不適切勤務文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、不適切な勤務等に係る事情聴取に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書ウには該当しないと判断する。
- e 不適切勤務文書のうち、次に掲げる情報は、本件教員の職務の遂行に関して記載されたものであるため、同号ただし書ウに該当すると判断する。

(a) 出勤簿の出勤に係る情報

(b) 出勤状況調査表(出勤時刻欄、備考欄)

(c) 休業期間中の勤務を要しない日の指定及び研修計画

(d) 長期休業期間中における研修承認願、研修承認簿及び研修報告

書

(e) 旅行命令簿、旅費請求書及び精算内訳書

f 教員の体罰は、学校教育法第 11 条で禁止されている非違行為であるが、教員による指導の過程でなされていることから、公務員の職務の遂行に関する行為であり、当該行為に関する情報は、当該職務遂行の内容に係る情報に該当すると解される。

したがって、体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると認められ、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当すると判断する。

g 不祥事文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、当該不祥事が職務外で起きていることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

h 前記ア(ウ)に掲げるその余の情報については、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(3) 条例第 5 条第 4 号該当性について

ア 実施機関は、本件行政文書のうち、次に掲げる部分については、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報であることから、今後、反復継続される教育委員会が行う懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれが認められる、と説明している。

(ア) 事情聴取の概要及び校長の聴取記録

(イ) 本件教員の上申書及び自認書

(ウ) 校長等の本件教員に対する評価

(エ) 給与返還資料

(オ) 被害生徒の保護者の見解

- (カ) 人事異動通知書、処分説明書、訓告書及び口頭訓告の内容
- (キ) 人事考査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄に記載された情報の一部
- (ク) 人事考査委員会資料のうち、「事務局見解」欄に記載された情報、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された情報の一部並びに過去の処分例との比較資料

イ 本件行政文書に記載された処分のうち、地方公務員法上の懲戒処分に至らない人事上の措置は、県立高等学校教員の服務違反等の行為に対して、その行為の内容等から地方公務員法に基づく懲戒処分に至らないと判断した場合に、サービスの適正を期するため、サービス監督権に基づく事実上の行為として制裁的実質を伴わない限りにおいて許されているもので、サービス監督権者によるサービス監督権の行使の一態様と考えられていることから、人事上の措置を講ずるか否かの判断に当たってはサービス監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解される。

また、地方公務員法上の懲戒処分についても、地方公務員法第 29 条に懲戒処分をすることができる場合が列挙されているが、列挙された 4 種類の懲戒処分のうち、どの処分が相当であるかの判断に当たってはサービス監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解される。

したがって、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報を公開すると、サービス監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、以下において、前記アに掲げる情報が懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報といえるかどうかについて検討する。

- (ア) 事情聴取の概要及び校長の聴取記録について

実施機関は、事情聴取の概要及び校長の聴取記録について、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報が記載されているため、非公開としたと説明している。

しかし、事情聴取の概要及び校長の聴取記録は、人事上の措置に関

する審議、検討に資するという性格はあるものの、その内容は一般的なものであり、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報が記載された文書であるとまでは解されない。

(イ) 本件教員の上申書及び自認書について

本件教員の上申書及び自認書の内容は、本件教員が、自らが懲戒処分の対象となった行為を認めるというものにすぎず、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報が記載された文書であるとまでは解されない。

(ウ) 校長等の本件教員に対する評価及び被害生徒の保護者の見解について

校長等の本件教員に対する評価及び被害生徒の保護者の見解は、本件教員が行った行為に対する校長及び被害生徒の保護者の意見であるが、その内容は一般的なものであり、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報が記載された文書であるとまでは解されない。

(エ) 給与返還資料について

給与返還資料は、不適切な勤務により給与を返還する際の、返還額の計算に関する事項であり、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報が記載された文書であるとまでは解されない。

(オ) 人事異動通知書、処分説明書、訓告書及び口頭訓告の内容について

人事異動通知書、処分説明書、訓告書及び口頭訓告の内容については、懲戒処分の結果そのものであり、懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報が記載された文書であるとまでは解されない。

(カ) 人事考査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄に記載された情報の一部並びに人事考査委員会資料のうち、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された情報の一部(以下「処分程度等」と総称する。)について

処分程度等は、校長、教頭及び教職員に対して人事上の措置を実施すべきであると判断した理由が記載されていることから、処分程度等は、懲戒処分等の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。

(キ) 人事審査委員会資料のうち、「事務局見解」欄について

人事審査委員会資料のうち、「事務局見解」欄に記載された情報については、事務局が処分案の作成に当たり、検討した内容として、処分の原因となった事実、懲戒処分等を実施すべきであると判断する理由及び処分案が記載されている。同欄の記載内容は、検討過程における詳細かつ具体的なものであり、全体としてどのような情報が判断材料とされ得るかについての基準及び懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。

(ク) 人事審査委員会資料のうち、過去の処分例との比較資料

人事審査委員会資料のうち、過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報については、項目名を含めて、懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測できる情報であると解される。

ウ 以上のことから、本件行政文書のうち、次に掲げる情報は、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(ア) 人事審査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄に記載された内容の一部

(イ) 人事審査委員会資料のうち、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された内容の一部並びに「事務局見解」欄に記載された内容

(ウ) 人事審査委員会資料のうち、過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報

(4) 適用除外について

刑事訴訟に関する書類については、条例第28条に該当するため、条例の規定は適用されないものである。

(5) 条例第 6 条第 2 項該当性について

ア 条例第 6 条第 2 項は、「公開請求に係る行政文書に前条第 1 号に該当する情報(特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」と規定している。

イ 前記(2)イ(エ) e に掲げる情報は、公開すると、他の情報と照合することにより、本件教員が識別される情報であると認められる。

また、体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、前記(2)ア(ウ) b において判断したように、本件教員が識別される情報であると認められる。

したがって、前記(2)イ(エ) e に掲げる情報並びに体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項から、本件教員が識別される情報を除くことができないことから、条例第 6 条第 2 項の規定により、非公開情報が記録されている部分を除いて、公開することができないため、前記(2)イ(エ) e に掲げる情報並びに体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、非公開とすることが妥当である。

(6) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 2 (2)エ及びオの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

	公開部分
不適切勤務文書	<ul style="list-style-type: none"> (1)本件教員の通勤手段 (2)本件教員が所属する学校の勤務に必要な教員免許状の種類 (3)本件教員の年齢 (4)本件教員のバイクの排気量及び走行距離 (5)戻入書のうち、本件教員の氏名を除いた部分 (6)地図 (7)本件教員の特定の手当に関する事項 (8)本件教員の出国記録のうち、出国月日及び帰国月日を除いた部分 (9)パスポートの内容のうち、表紙、渡航先、注意、追記及び裏表紙のページ (10)建物の登記簿のうち、所在、家屋番号、権利者その他の事項、専有部分の家屋番号、建物の番号並びに土地の所在及び地番を除いた部分 (11)建物賃貸借契約書のうち、所在地並びに貸主、借主及び連帯保証人の住所、氏名及び電話番号並びに賃料の振込先を除いた部分 (12)本件教員の扶養手当等の戻入額 (13)通帳の写しのうち、銀行名、支店名、口座番号及び振込み先の情報を除いた部分 (14)匿名の投書において事実確認ができなかった事項のうち、イニシャルを除いた部分 (15)事情聴取の概要及び校長の聴取記録に記載された事実に関する情報 (16)本件教員の上申書及び自認書に記載された事実に関する情報 (17)給与返還資料のうち、返還額、通勤距離、戻入額及び利息額計
体罰文書	<ul style="list-style-type: none"> (1)本件教員が所属する学校の勤務に必要な教員免許状の種類 (2)本件教員の年齢 (3)本件教員の過去の体罰歴 (4)本件教員が顧問である部活動の部員数 (5)被害生徒の年齢及び組 (6)体罰を目撃した生徒の組 (7)被害生徒の保護者の見解 (8)事情聴取の概要に記載された事実に関する情報

不祥事文書	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本件教員が所属する学校の勤務に必要な教員免許状の種類 (2) 本件教員の年齢 (3) 本件教員の家族構成並びに家族及び親族の状況に関する事項 (4) 本件教員の私生活に関する事項 (5) 事故の発生時刻及び発生場所を特定する事項 (6) 警察署及び簡易裁判所の名称 (7) 事情聴取の概要及び本件教員の上申書に記載された事実に関する情報
審査文書	<ul style="list-style-type: none"> (1) 不適切勤務文書、体罰文書及び不祥事文書の公開部分の欄に記載された情報 (2) 人事異動通知書のうち、本件教員の氏名及び職員番号を除く部分 (3) 処分説明書のうち、本件教員の氏名、配慮すべき生徒の特定につながる情報及び体罰の発生場所を除く部分 (4) 訓告書及び口頭訓告の内容 (5) 人事考査委員会資料のうち、過去の処分例との比較資料の表題

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 14 年 7 月 25 日	諮問書を受理
8 月 16 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 19 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月 26 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 8 月 10 日 (第 49 回部会)	審議
8 月 31 日	指名委員により実施機関から口頭による説明を聴取
9 月 8 日 (第 50 回部会)	審議
10 月 17 日 (第 51 回部会)	審議
11 月 7 日 (第 52 回部会)	審議
平成 18 年 2 月 22 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
3 月 22 日 (第 56 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	部 会 員 会長職務代理者
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成18年3月27日現在)(五十音順)